

東久留米市長 宛て □滝山 □ひばりが丘 □上の原 東久留米市地域資源PRキャラクター 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

※請求には本人確認資料が必要です。 詳細及び注意事項は裏面に記載されています。

何の証明が必要ですか？ 必要な内容に通数及び必要な記載内容を記入してください。

※	1ヵ月以内に戸籍の届出されている方は記入してください。 ( 婚姻 ) 届を 11 月 22 日に ( 練馬区 ) 役所に提出しました。	
<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)	1 通
<input type="checkbox"/>	戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)★	通
<input checked="" type="checkbox"/>	改製原戸籍 謄本 ※平成改製	1 通
<input type="checkbox"/>	改製原戸籍 謄本 ※昭和改製	通
<input type="checkbox"/>	改製原戸籍 抄本 ★	通
<input type="checkbox"/>	除籍全部事項証明書(除籍謄本)	通
<input type="checkbox"/>	除籍個人事項証明書(除籍抄本)★	通
<input type="checkbox"/>	(戸籍・除籍)一部事項証明書 ★	通
<input checked="" type="checkbox"/>	戸籍附票 (全部)・一部 一部のみ★	1 通
<input type="checkbox"/>	除籍附票 全部・一部 一部のみ★	通
<input type="checkbox"/>	廃棄証明書	通
<input checked="" type="checkbox"/>	受理証明書 (□賞状版) ★	1 通
<input type="checkbox"/>	届出記載事項証明書 ★	通
<input type="checkbox"/>	身分証明書 ★	通
<input type="checkbox"/>	その他の行政証明書 ★	通

①	本籍	東久留米市 本町 3 丁目 3 番地
必要な戸籍等の表示について	筆頭者氏名	久留米 太郎
	生年月日	大(昭)平/令 45 年 1 月 1 日

②	住所	東京都東久留米市本町3丁目3番1号	電話番号	090-9876-5432
請求者について	よみかた氏名	久留米 太郎	請求する証明の該当者から見たあなたとの関係	
	生年月日	大(昭)平/西暦 45 年 1 月 1 日	<input checked="" type="checkbox"/> 証明に名前が載っている本人 <input type="checkbox"/> 証明に名前が載っている方の(続柄: ) ※直系親族以外の方は委任状が必要です。 <input type="checkbox"/> 届書の届出人 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

③	住所	東京都東久留米市野火止1-4-24-201	電話番号	080-1234-5678
来庁者について (請求者と違う場合のみ)	よみかた氏名	久留米 花子	請求する証明の該当者から見たあなたとの関係	
	生年月日	大(昭)平/西暦 10 年 2 月 2 日	<input checked="" type="checkbox"/> 証明に名前が載っている本人 <input type="checkbox"/> 証明に名前が載っている方の(続柄: ) <input type="checkbox"/> 代理人 ※代理人・直系親族以外の方は委任状が必要です。	

請求理由及び使用目的

パスポート用  ( ) 届出用 相続関係用  ( ) 大使館へ提出  
公的年金用 ( ) 年金の ( ) 手続きの為 ( ) に提出します。  
その他下記の理由のため

〇〇の手続きに使用するため

職員欄	本人確認	(1点) <input type="checkbox"/> 免許証 <input type="checkbox"/> 個力 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 住カ <input type="checkbox"/> 在カ・特永 <input type="checkbox"/> 運経 <input type="checkbox"/> 障手帳 <input type="checkbox"/> 他:	受付	出力
	権限確認	(2点) <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> 介護 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> 学認 <input type="checkbox"/> 社認 <input type="checkbox"/> 株認 <input type="checkbox"/> 他:		

職員が記入する欄です。

本人確認書類がない場合又はイ及びロの本人確認書類が1点しかない場合は聴聞票で本人確認します。

### ★請求される戸籍謄本等に関する聴聞票

以下の聞取り事項中( )点選び[ ]内に記入してください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 父の氏名は[ ]                       | <input type="checkbox"/> 母の氏名は[ ]                       |
| <input type="checkbox"/> 配偶者の氏名は[ ]                     | <input type="checkbox"/> 配偶者の生年月日は[M/T/S/H/R 年 月 日]     |
| <input type="checkbox"/> 同居内の[ ]の名称は[ ]                 | <input type="checkbox"/> 同居内の[ ]の名称は[ ]                 |
| <input type="checkbox"/> 同居内の[ ]の生年月日は[M/T/S/H/R 年 月 日] | <input type="checkbox"/> 同居内の[ ]の生年月日は[M/T/S/H/R 年 月 日] |
| <input type="checkbox"/> 同居内の[ ]の生年月日は[M/T/S/H/R 年 月 日] | <input type="checkbox"/> 同居内の[ ]の生年月日は[M/T/S/H/R 年 月 日] |
| <input type="checkbox"/> 養父の氏名は[ ]                      | <input type="checkbox"/> 養母の氏名は[ ]                      |
| <input type="checkbox"/> 従前戸籍の筆頭者氏名は[ ]                 |   |
| <input type="checkbox"/> は「                             | 」   |

**職員の案内後に記入する欄です。**

### 本人確認書類について

○本人確認書類1点で確認できるもの

#### 【戸籍法施行規則第11条の2第1号】(写真付公的証明書)

運転免許証、旅券、在留カード、特別永住者証明書、別表第1に掲げる書類(船員手帳、身体障害者手帳、無線従事者免許証、海技免状、小型船舶操縦免許証、宅地建物取引士証、航空従事者技能証明書、耐空検査員の証、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、猟銃・空気銃所持許可証、教習資格認定証、運転経歴証明書(平成24年4月1日以後に交付されたものに限る。)、電気工事士免状、特種電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、療育手帳、戦傷病者手帳、警備業法(昭和47年法律第107号)第23条第4項に規定する合格証明書)、写真付き住民基本台帳カード、個人番号カード又は写真付き公務員の身分証明書

○写真がない証明書で確認する場合は下記のイとロ又はイとイの組合せで2点確認します。

※ロとロの2点は受けられません。

#### 【戸籍法施行規則第11条の2第2号イ】(写真なし公的証明書)

国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金、厚生年金保険若しくは船員保険に係る年金証書、共済年金若しくは恩給の証書、写真付でない住民基本台帳カード、戸籍謄本等の交付を請求する書面に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

※キャッシュカードや診察券等の複数書類は「その他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類」に該当しません。

#### 【戸籍法施行規則第11条の2第2号ロ】(写真付証明書)

学生証、法人が発行した身分証明書(国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。)若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書(第1号に掲げる書類を除く。)で、写真をはり付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類

※キャッシュカードや診察券等の複数書類は「その他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類」に該当しません。

○上記の方法による本人確認ができないときは、戸籍法施行規則第11条の2第3号に基づいて、東久留米市は請求に当たっている者の戸籍の記載事項についての聞取りを行い、現に請求の任に当たっている者が本人と特定します。

### 請求に当たっての注意事項 ※ご不明な点があれば窓口でおたずねください。

#### 1. 請求の理由の記載について

第三者請求については、以下に示す内容を具体的に明らかにしていただく必要があります。

「債権回収」や「〇〇裁判所から求められている」といった抽象的な記載だけでは交付できない場合がありますのでご注意ください。

(1) 権利の行使・義務の履行のために請求する場合

権利・義務の発生原因、内容とその権利行使または義務履行のために戸籍の記載事項の確認を必要とする理由を詳細に記載してください。

(2) 国または地方公共団体の機関に提出する場合

戸籍全部事項証明(戸籍謄本)等を提出する国または地方公共団体名を記載してください。

また、その機関へ提出を必要とする理由も記載してください。

(3) その他の理由で請求する場合

戸籍の記載事項の利用目的、方法とその利用を必要とする理由を記載してください。

#### 2. 資料の提供について

請求書に記載された内容から請求の理由が明らかでない場合には、資料の提供を求めることがあります。

#### 3. 戸籍個人事項証明(戸籍抄本)について

戸籍に記載されている方全員ではなく、一部の方についてのみ証明が必要な場合には、その方の戸籍個人事項証明(戸籍抄本)をご利用ください。

#### 4. 戸籍一部事項証明について

戸籍に記載されている事項のうち、一部の事項について証明することで足りる場合には、戸籍一部事項証明をご利用ください。

#### 5. 本人確認資料について

窓口に来た方について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。

#### 6. 権限確認書類について

窓口に来た方が、請求者の代理人または使者である場合には、代理権限または使者の権限を証明する書類が必要です。

#### 7. 押印の要否について

交付請求書には、窓口に来た方の署名又は記名押印が必要です。

#### 8. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。